

第4期「県消費者基本計画」(素案)に係るパブリック・コメントの実施結果について

1 実施期間・意見の提出件数

実施期間：令和2年12月15日(火)～令和3年1月14日(木)

意見の提出件数：5件(意見提出者1人)

2 提出された意見の概要及びそれに対する県の考え方(計画への反映状況)

番号	意見の概要	県の考え方の概要 (計画への反映状況)
1	<p>第4章 展開方向2 高齢者・障害者等の消費者被害の未然防止とその救済</p> <p>第3期計画における消費者教育(消費生活)講座の受講者数は20,000人を下回ることが予想され、目標の25,000人と乖離している。</p> <p>そのため、高齢者向けの消費者教育の機会を増やしてほしい。</p> <p>また、高齢者の家族等に対する学習の場の設置も検討してほしい。</p>	<p>高齢者への消費者教育については、展開方向2(2)のとおり、高齢者に伝わりやすい情報提供や、自治会や老人クラブ等への出前講座など学習機会の提供を行うこととしている。</p> <p>また、展開方向2(3)のとおり、地域の見守り体制の構成員に対する、消費者問題への理解を深めるための講座の開催や、消費者トラブルを発見した場合の相談窓口の周知など、見守り体制の充実強化を図ってまいりたい。</p> <p>なお、第3期計画における消費者教育(消費生活)講座の受講者数は、平成27年から令和元年度までの4年間で21,525人となっている。</p>

番号	意見の概要	県の考え方の概要 (計画への反映状況)
2	<p>第4章 展開方向6 どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制の充実</p> <p>県内市町村では、消費生活相談員を配置していない自治体が3割近くあり、配置していてもほとんどが1人体制と思われる。</p> <p>展開方向6で「(1)④消費生活相談員人材バンクの設置」等、市町村消費生活相談体制の充実への支援を第3期計画と同様に掲げているが、もっと具体的な方向性を示してほしい。</p> <p>また、今後、配置している自治体数や比率を数値目標に明記し、その実現に向けて取り組んでほしい。</p>	<p>市町村の消費生活相談体制については、展開方向6(1)のとおり、消費生活相談員を配置していない町村に対し、配置が促進されるよう必要な支援を行うほか、消費生活相談員や担当職員向けの研修を行うなど、相談体制の充実を図ってまいりたい。</p> <p>また、数値目標(案)については、「13消費生活相談員の研修参加率100%(各年度)」及び「14消費生活相談員を配置していない町村の担当職員の研修参加率100%(各年度)」を掲げ、引き続き、市町村消費生活相談体制の充実に向けて取り組んでまいりたい。</p>
3	<p>第5章 関係機関・団体との連携強化等</p> <p>第5章も担当部署を表示したほうが分かりやすい。</p>	<p>第5章は、計画の推進に当たり、関係機関・団体と連携して取り組む県の方針を示している。</p>
4	<p>第5章 関係機関・団体との連携強化等</p> <p>適格消費者団体への認定申請の動きがあるが、より県民が安心して暮らせるために、「認定された後は、県消費生活センターとの連携を進めていく」と具体的に記載してほしい。</p> <p>そのことが第4章の展開方向4(1)「⑧適格消費者団体が円滑に活動できるような連携を図る」ことにも繋がる。</p>	<p>意見を踏まえ、第4章の展開方向4(1)「⑧適格消費者団体との連携」に、消費生活センター等と連携を図ることを記載する。</p> <p style="text-align: right;">→計画に追加</p>

番号	意見の概要	県の考え方の概要 (計画への反映状況)
5	<p>第6章 計画の推進に当たって</p> <p>第3期計画の数値目標の進捗状況が分からず、第4期計画の本文から推測せざるを得ない。</p>	<p>第3期計画の数値目標の進捗状況は、毎年度、県生活安定審議会への報告後、県ホームページに掲載しているが、意見を踏まえ、今後は、新たな計画策定に係るパブリック・コメント実施の際にも、県民の皆様が確認しやすいよう、掲載方法を工夫する。</p>